

県外で妊婦・産婦健診を受ける場合は、受診票が変わります 里帰り前に妊婦・産婦健診受診票を窓口までお持ちください

母子手帳交付時にお渡しする妊婦・産婦健診受診票は、長野県内専用です。里帰り等で県外医療機関で妊婦・産婦健診を希望される場合は、県外用受診票(兼受診費請求書)をお渡ししますので、必ず里帰り前に健康づくり支援係(2番窓口)までお越しください。

●手続きの流れ

里帰り前

①事前にお電話いただくと手続きがスムーズです。

里帰りする日が決まりましたら、役場の窓口にお越しください。

窓口:健康づくり支援係(2番窓口)

持ち物:母子健康手帳と妊婦・産婦健診受診票

※代理でも可能です

②県外用受診票をお渡しします。(お渡しには1週間程かかります。)

里帰り中

①県外用受診票(兼受診費請求書)を里帰り先の産婦人科に提出して健診を受けてください。

②県外用受診票に受診結果と証明を記入してもらい、受診費用をお支払いください。(一度全額をお支払いいただきます。)

③受診票の下段請求書部分に必要な事項を記入して、領収書および医療費明細書と一緒に保管しておいてください。

出産後

①受診日より120日以内に、必要書類をご持参のうえ、窓口にお越しください。

注1

窓口:健康づくり支援係(2番窓口)

持ち物:県外用受診票と領収書および医療費明細書(共に原本)

②審査した上で、対象となる金額を指定した口座に振り込みます。

注2

(ゆうちょ銀行はお取り扱いできません。)

※代理でも可能です

●注意事項

注1

受診日より120日以内に窓口でお手続きください。期限が過ぎた場合は対象とならない場合があります。また、里帰り期間が年度末(3月)にかかる場合は、3月末で一度精算をお願いします。

注2

妊婦健診の単価は県によりそれぞれです。還付金額は長野県単価を上限とし、それを超えた場合は自己負担となります。なお長野県単価を越えない場合は実際にお支払いされた金額を還付します。超音波検査、血液検査等について、長野県規定の回数を超えた分は自己負担となります。

※入院された場合は受診票での健診にならない場合があります。

※町外に転出されると使用できません。転出先の市町村窓口にご相談ください。

ご不明な点等は右記までお問い合わせください。

健康福祉課健康づくり支援係(2番窓口) 母子保健担当
電話番号 0269-33-3116